

一人暮らしの高齢者に対する見守り活動に関する調査結果の公表

— 北海道内での取組事例の紹介 —

総務省では、「一人暮らしの高齢者に対する見守り活動」について、今後も高齢化の進行が予測されるなど重要性が増していることや、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により対面での活動が制限される状況が発生していることを踏まえ、地域の実情に応じた持続可能な見守り活動の展開に役立てるため、地方公共団体の取組や課題等を調査しました。

調査の結果、見守り活動の担い手不足の中、地方公共団体においては、創意工夫して取り組んでいる状況がみられたため、その取組を事例集として整理するなどして取りまとめ、令和 5 年 7 月 14 日、厚生労働省に調査結果を通知・公表しました。

北海道内の市町での取組も取り上げられましたので、ご紹介します。

別添 1 総務省行政評価局公表「調査結果の概要」(p1~3)

別添 2 北海道内での取組事例 (p4~8)

※ 北海道管区行政評価局は、令和 3 年 9 月~12 月の間、北海道内での調査を担当しました。

調査結果の詳細を記載した調査結果報告書については、総務省行政評価局ホームページ (https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/hyouka_000164233.html) に掲載しています。

【連絡先】

総務省北海道管区行政評価局 評価監視部

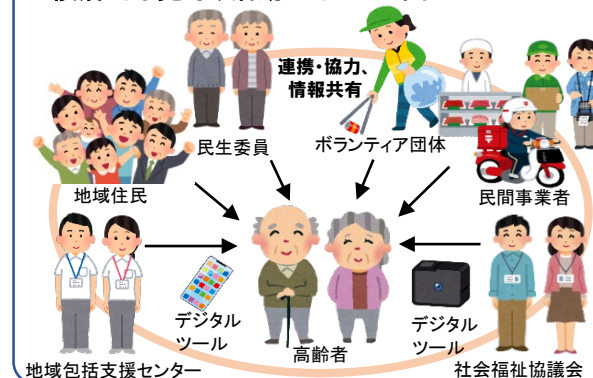
担 当：第三評価監視官 佐々木

電 話：011-709-2311 (内線 3135) E-mail : hkd12@soumu.go.jp

調査の背景

- ◇ 今後も高齢化の進行が予測され、また、一人暮らしの高齢者が孤立する傾向も見受けられるため、見守り活動の重要性が増している現状
 - ◇ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、対面での見守り活動が制限され、その方法を変更せざるを得ない状況が発生
- ⇒ 地域の実情に応じた持続可能な見守り活動の展開に役立てるため、見守り活動の現場である地方公共団体の取組や課題等を調査

複層的な見守り活動のイメージ図



調査結果のポイント

- 地方公共団体が創意工夫して見守り活動を実施
 - ・ 見守り活動の担い手不足の中、地域住民や関係機関との連携・協力及び情報の共有、デジタルツールの活用等を実施
 - ・ 感染症拡大の影響は大きく、状況を踏まえ訪問を電話・はがきに切り替えるなど、見守り活動の方法について見直しを実施
 - ⇒ これらの工夫している取組を事例集として整理
- 持続可能な見守り活動としていくためには、以下の視点が重要
 - ・ 多様な主体による複層的な見守り活動の重要性が増していくこと。
 - ・ 見守り活動の主体や見守られる側の状況に応じた、ポストコロナを踏まえた見守り活動の在り方を検討する必要があること。

望まれる取組

厚生労働省は、地方公共団体に本調査結果を周知するなど、地域における持続的な見守り活動に資する取組を引き続き行うこと。

主な事例①

(1) 一人暮らしの高齢者に対する見守り活動の実態

ア 訪問による見守り活動

民生委員、地域住民等が役割分担・連携しながら行う見守り活動
 (福岡県福智町)(事例集-事例1)

訪問による見守り活動を行う民生委員の担い手確保に苦慮する中、社会福祉協議会が、地域住民の訪問等による日常的な見守りの体制を整備しているほか、町と地域の52の民間事業所(郵便局、ガス事業所、宅配事業所等)と協定を締結し、民間事業所が異変に気付いた際に社会福祉協議会に連絡する緩やかな見守り活動を推進するなど、複数の目による見守り活動を実施

ウ サロンを通じた見守り活動

サロンを通じた見守り活動(学生の参加)
 (北海道厚沢部町)(事例集-事例14)



サロンに大学生が参加する様子

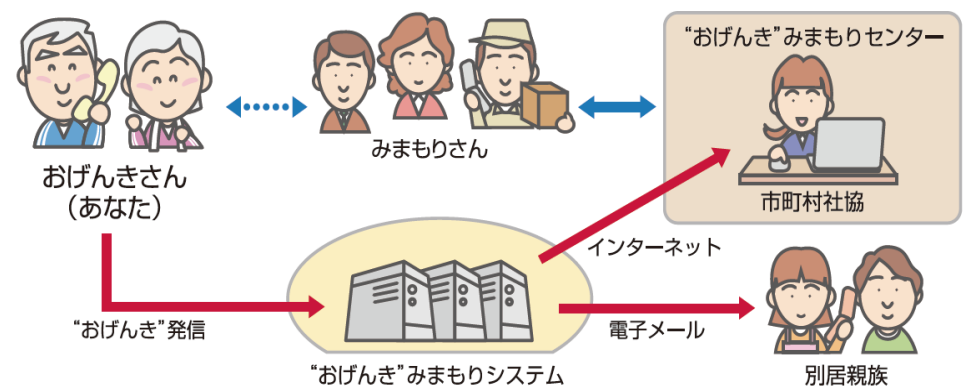
赤沼町内会の「ふれあいサロンあかぬま」では、陶芸体験、パークゴルフ、そば打ち体験等の活動を実施しているほか、大学生や医療福祉専門学校の学生の参加による体力診断やレクリエーションを実施。
 各町内会のサロン活動の運営は、地域住民や社会福祉協議会のほか、地元の中学生も参加する協議体で検討

イ デジタルツールの活用による見守り活動

高齢者が電話で健康状態を発信、協力者が安否確認を行う見守り活動
 (岩手県)(事例集-事例12)

県社会福祉協議会では、高齢者(おげんきさん)が1日1回健康状態を自宅の電話のダイヤルボタンで発信し、みまもりセンター(市町村社会福祉協議会等)が確認する取組を実施。民生委員等の見守り協力者(みまもりさん)にも発信状況をメールで知らせることができ、発信状況、内容を基に訪問が必要な場合は、見守り協力者に対して訪問を依頼

図 「いわて“おげんき”みまもりシステム」の仕組み



(注) 岩手県社会福祉協議会作成パンフレット「いわて“おげんき”みまもりシステムのごあんない(おげんきさん用)」による。

主な事例②

(2) 感染症拡大後における取組内容の変化

ア 訪問を控えた電話・はがき等による見守り活動の継続

マグネットを利用した見守り活動
 (東北地方の市町村)(事例集-事例18)

東北地方の復興公営住宅の一つでは、マグネットを利用した見守り活動を開始。入居者は毎週月曜日の正午までに、共用通路に面した扉に、自らが健在である旨を示すマグネットを貼り、翌日火曜日の正午以降に貼ったマグネットを外している。自治会班長等は、マグネットを貼っていない入居者に対してのみ安否確認を実施し、負担を軽減しながら、見守り活動を継続




ウ 離れていても見守り活動ができる環境整備

人感センサー等を活用した見守り活動
 (福島県伊達市)(事例集-事例22)

通信装置が内蔵された機器を使い、遠方に暮らす親族がいつでも見守ることができるよう導入費用(初期費用と事業実施期間中の月額利用料)を市が負担する事業を期間限定で実施。

本事業を利用した31件のうち、10件の利用者が事業終了後も月額利用料を自己負担して利用を継続

利用者は、以下から1製品を選択

		
電気ポット ※設定した時間に、使用状況を親族にメールで通知	LEDライト ※24時間消灯している場合等に、アプリを通じて親族に通知	人感センサー ※日中動きがないなど、異常検知時に、親族にメールで通知

イ 民間事業者等との連携による見守り活動の継続

協定締結事業者による緩やかな見守り
 (千葉県船橋市)(事例集-事例21)

市と協定を締結した民間事業者が、日常の業務の中で気付いた異変を市へ連絡する取組を行ってきたが、感染症拡大後、連絡件数が増加したことから、更なる連携強化を呼び掛ける文書を協定締結事業者に発出。「配食された弁当が受け取られておらず連絡もつかない」、「3日程度新聞が受け取られていない」などの小さな異変であっても、迷わず市まで連絡するように依頼

エ 補助金等による見守り活動の支援

調査結果を踏まえた県による補助金の交付
 (広島県)(事例集-事例24)

県が、市町における見守り活動や感染症拡大に伴い新たに開始した取組等を把握し、県としての対応策を検討するための調査を実施。調査結果を踏まえ、民生委員の訪問活動を補完する電話やパンフレット作成等に係る経費等、感染症拡大の影響による負担を軽減するための補助金を交付

北海道内での取組事例

「一人暮らしの高齢者に対する見守り活動に関する調査」結果報告書(総務省行政評価局ホームページ)

https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/hyouka_000164233.html

総務省ホームページで



(1) 一人暮らしの高齢者に対する見守り活動の実態

ア 訪問による見守り活動

事例7 ボランティア等の飲料配付による見守り活動(函館市) 事例集p26～27

イ デジタルツールの活用による見守り活動

事例11 ロボットやタブレット端末を活用し、会話や生活状況の確認を行う見守り(厚沢部町) 事例集p35～36

ウ サロンを通じた見守り活動

事例14 サロンを通じた見守り活動(学生の参加)(厚沢部町) 事例集p42～43

(2) 感染症拡大後における取組内容の変化

ア 訪問を控えた電話・はがき等による見守り活動の継続

イ 民間事業者等との連携による見守り活動の継続

ウ 離れていても見守り活動ができる環境整備

エ 補助金等による見守り活動の支援

事例25 アンケート調査結果を踏まえた、ガイドブックの作成・配付等(苫小牧市) 事例集p64～65

(1) 一人暮らしの高齢者に対する見守り活動の実態 「ア 訪問による見守り活動」の例

事例7 ボランティア等の飲料配布による見守り活動(函館市) 事例集p26~27

- 取組名 愛のふれあい訪問事業(在宅福祉ふれあい事業)
- 見守り活動の主体 社会福祉協議会、地域住民
- 取組内容

函館市では、近年の社会福祉の動向として、特に地域における自主的な民間福祉活動の展開が急務となってきていることを踏まえ、市民ぐるみで地域における福祉活動を実施するとともに、ボランティアの活性化並びに高齢者、障害者等に対する健康生きがいづくり等を推進し、地域福祉の増進を図ることを目的として、社会福祉協議会が「在宅福祉ふれあい事業」を実施している。当該事業として、社会福祉協議会の榎法華(とどほっけ)支所では、「愛のふれあい訪問事業」を実施している。

「愛のふれあい訪問事業」の概要

対象者	65歳以上の一人暮らしの高齢者
利用者数	35世帯(令和2年度)
利用者負担額	—
配布の実施主体	ボランティア(地域住民)
配布物及び配布頻度	乳酸菌飲料:週1回、手作り弁当:年1回

愛のふれあい訪問事業は、ボランティアの協力を得て、週1回の乳酸菌飲料の配布及び年1回の手作り弁当の配布を行うことで、安否確認や日頃の生活状況の確認を実施している。訪問の際にボランティアが異変等を感じた場合には、榎法華支所に連絡を依頼しており、連絡を受けた榎法華支所の職員が現地まで駆けつけ対応している。そのほか、山間地域に住む利用者に対しては榎法華支所の職員が配布を行っている。

ボランティアは、主に地域の老人クラブの会員で構成され、ボランティアからの地域の中で見守りが必要な人がいるとの情報を基に、利用希望者に配布を行っている。榎法華支所は、見守りが必要な人と関わりのある人に配布を依頼することで、見守られる側が訪問を受け入れやすくなっているとしており、本事業による定期的な訪問によって、困りごと等に対応できるとしている。

「イ デジタルツールの活用による見守り活動」の例

事例11 ロボットやタブレット端末を活用し、会話や生活状況の確認を行う見守り(厚沢部町) 事例集p35～36

- 取組名 見守りロボット設置事業
- 見守り活動の主体 地域包括支援センター
- 取組内容

厚沢部町では、町内で暮らしていきたいという要望を持つ高齢者が多い一方で、親族が町外で暮らしている高齢者も多く、また、見守り活動の担い手は今後も不足していくことが考えられ、今後増加していくことが予想される見守り対象者全ての見守りと支援を行政機関のみで行っていくことは難しいと考えていた。

このため、高齢者が安心して暮らすことができる町づくりを推進するための新しい取組として、デジタルツールを活用した見守りの導入を同町の地方創生アドバイザーと検討し、平成30年以降、実証実験等の準備を経て、令和3年度から「見守りロボット設置事業」を本格実施している。

見守りロボットを設置すると、①親族とのビデオ通話、②音声による天気やニュースの読み上げによる情報提供、③ロボットとのコミュニケーション(音声認識による会話、毎日の健康チェック)、④遠隔でのスケジュール管理、⑤地域包括支援センターからビデオ通話による健康状況確認(週に1回)のサービスを受けることができる。⑤の地域包括支援センターとの通話は、希望者のみが利用しているが、町から届いた書類についての相談等、健康状態に限らない身近な相談も受けており、見守り対象者の安心感につながっている。

また、地域包括支援センターの職員が、毎日、見守りステーション(タブレット端末)で利用者の見守りロボットの操作履歴を確認しており、長期間操作履歴がない場合やビデオ通話に回答がない場合等の緊急時に見守りロボットを遠隔操作し、部屋の状況を映像で確認することが可能となっている。

町は、見守りロボットを選定した理由として、見守り活動の担い手が減っていく中、訪問しなくても地域包括支援センターから見守りが可能なツールであることや、遠くにいる親族から一人暮らしの高齢の親を心配する相談を受けることがあり、そうした親族が見守ることのできるツールであることを挙げている。

さらに、安否確認の結果、緊急を要するなど必要があると判断した場合には、消防・警察等への通報や、地域包括支援センターの職員が利用者宅へ駆けつけ、状況の確認を行うこととしている。

- 利用者

本事業の利用者は満75歳以上の高齢者等であり、町では、利用者数の増加や普及に向けて、町ホームページでの情報の掲載や地域包括支援センターにチラシを置くといった対応以外に、短期間での試用を募集するなど、更なる周知活動を検討していきたいとしている(注)。

(注) 試用期間については、令和4年7月～9月まで実施した。

「ウ サロンを通じた見守り活動」の例

事例14 サロンを通じた見守り活動(学生の参加)(厚沢部町) 事例集p42~43

- 取組名 ふれあいサロンあかぬま
- 見守り活動の主体 地域包括支援センター、地域住民
- 取組内容

厚沢部町では、高齢者と地域住民との交流及び交流を通じた地域全体での高齢者の見守り活動の促進、高齢者が地域の一員として社会参加ができる仕組みづくりを進めていくため、サロンの充実・拡充を進めている。

サロンの一つである「ふれあいサロンあかぬま」(赤沼町内会で実施)では、陶芸体験、パークゴルフ、そば打ち体験等の活動を実施しているほか、大学生や医療福祉専門学校の学生に参加してもらい、健康増進に向けた体力診断やレクリエーションを実施している。令和元年度はサロンを8回実施し、延べ228人が参加している。感染症の感染拡大の影響を受けた令和2年度は4回実施し、延べ84人が参加している。サロンは、地域包括支援センター(町直営)が中心となって、厚沢部町支えあい推進協議体(後述参照)や町内会と連携しながら運営されている。

- 協議体

厚沢部町支えあい推進協議体は、平成29年に発足し、地域住民、民生委員、社会福祉協議会、町内会、介護事業所、医療機関、中学校等からの委員により構成され、地域の「日常」を支える取組の推進を目的として活動している。年に4回ほど定例会を開催し、「ふれあいサロンあかぬま」の運営や他の町内会地域におけるサロンの実施について検討しており、令和2年7月の定例会以降は、生徒会執行部所属の中学生5、6人も参加している。定例会では、高齢者に対する見守り活動についても話し合っており、中学生は、高齢者の話し相手として自分たちが役立てるのではないかとの意見や、年に1回社会福祉協議会と中学生が共同で実施している、高齢者宅の除雪ボランティアの回数を増やせないかなどの意見を出している。



サロンに大学生が参加する様子

(2) 感染症拡大後における取組内容の変化 「エ 補助金等による見守り活動の支援」の例

事例25 アンケート調査結果を踏まえた、ガイドブックの作成・配布等(苫小牧市) 事例集p64～65

- 取組名 町内会・老人クラブ等に対するアンケート調査、地域の見守り活動ホッとガイドブック集の作成、配布
「これだけならできる」という内容に絞り、地域住民が中心となり活動し対応する「だけボラ」事業
- 見守り活動の主体 社会福祉協議会
- 取組内容

苫小牧市では、社会福祉協議会が、地域住民の社会参加、見守り、安否確認等を目的として推進してきたサロンにおける感染症の感染拡大の影響や地域のニーズを把握し、地域と共有することにより、今後の地域活動(特に見守り活動の推進)に生かしていくため、市福祉部介護福祉課にも相談し、「地域活動におけるアンケート調査」(第1弾:令和2年5月、第2弾:令和3年4月～5月)を実施した。アンケートは、町内会・老人クラブ等を対象としており、市から交付される生活支援コーディネーター委託料を活用した。

取組の結果

アンケート調査で把握した地域の課題や懸念事項を踏まえ、以下の①及び②の取組を行った。

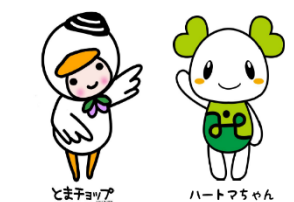
- ① 見守り活動の啓発・推進を図るため、「地域の見守り活動ホッとガイドブック集」(令和2年10月)を作成・配布している。

町内会の中には、本ガイドブック集の配布後に、見守り活動を開始した例がある。また、配布先の各方面からは、内容が分かりやすいといった高評価を受けていることもあり、令和3年度には新たな事例を情報収集し、令和4年3月に「地域の見守り活動ホッとガイドブック集Ⅱ(防災編)」も発行された。

- ② 地域で必要とされている支援として多く回答があった「担い手不足」に対し、「ごみ捨てだけ」、「タンス整理だけ」、「草刈りだけ」など、公的サービスだけでは対応できない部分について、地域住民が中心となって活動し対応する「だけボラ」事業を令和3年度から開始している。

令和3年11月1日時点で、65人がボランティアとして、8人が利用者として登録され、利用者は、灯油の自宅までの運搬、自宅の片付け、衣服の整理整頓・衣替え、庭先の草刈り等の協力を受けている。

●目次	
はじめに	P1
結局見守りは…何をすればいいの?	P3～6
見守りが必要な人ってどんな人?	P7
見守り活動の担い手と役割	P8～15
緊急を要する場合は	P16
自身の備えについて	P17
見守り活動Q&A	P18～20
個人情報保護について	P21～26
個人情報保護Q&A	P27
事例集～コロナ禍でも活動継続中～	P28～P34
巻末資料	P35～P38
※巻末資料はコピーをしてご自由にご使用ください	



苫小牧市社会福祉協議会作成「地域の見守り活動ホッとガイドブック集」(令和2年10月)